

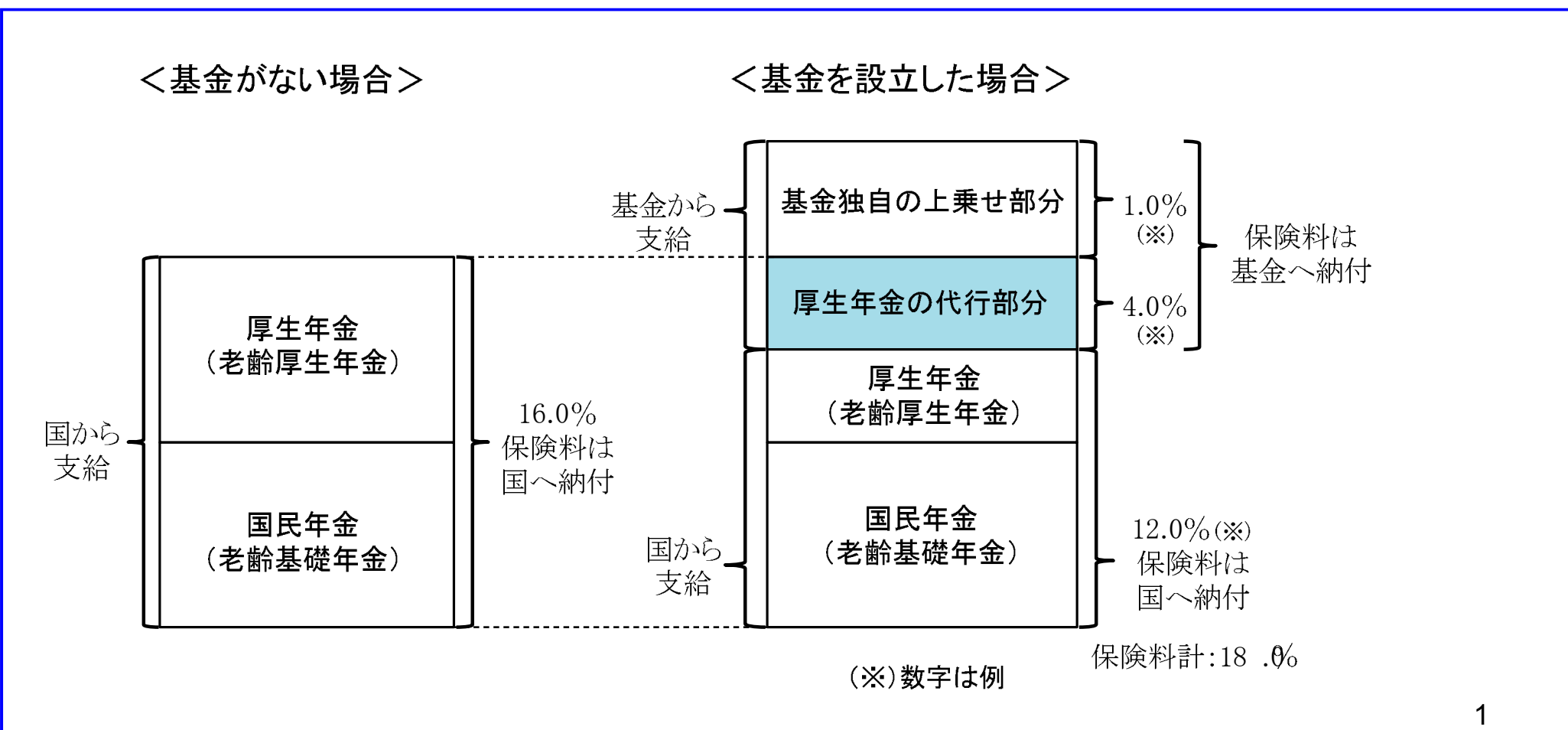
厚生年金基金等の現状について

厚生労働省年金局

厚生年金基金制度の概要

○公的年金たる厚生年金の一部を国に代わって支給(代行給付)しており、当該支給を行うための費用として事業主から保険料を徴収している。

○加えて、各基金ごとに上乘せ給付を行っている。



確定給付企業年金制度の概要

- 国の老齢厚生年金の一部の代行を行わない、独自の上乗せ給付のみを支給する制度として平成14年4月に確定給付企業年金法が施行された。
- 労使合意に基づき、制度の内容を規定した規約を作成し、厚生労働大臣の認可等を受けることで制度が実施される。
- 将来の給付を企業が約束(確定拠出年金においては企業は拠出は約束するが、給付は約束しない。)

<給付>

- 労使合意の年金規約に基づき、老齢給付を行う(年金給付・一時金給付の選択可。)
- 給付や積立などについて必要最低限のルールを定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計を可能とする。

<掛金>

- 事業主が規約で定めるところにより、掛金を拠出(規約に定め、本人の同意を得た場合は、本人拠出も可。ただし、税制措置は限定的。)

<財政>

- 約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定。

<その他>

- 受託者責任の明確化： 企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を明確化。
- 情報開示： 事業主等は、年金規約の内容を従業員に周知し、財務状況等を加入者等へ情報開示を行う。

企業年金制度のあゆみ

昭和37年

適格退職年金制度創設

昭和41年

厚生年金基金制度創設

資産運用

財政運営

平成 2年 投資顧問の参入

平成 9年 受託者責任ガイドライン施行

予定利率弾力化

資産配分規制の完全撤廃

給付水準引下げ基準策定

平成13年

確定拠出年金制度(DC)施行

平成14年

確定給付企業年金制度(DB)施行

企業会計基準の見直し→代行返上の増加

平成23年

年金確保支援法成立(マッチング拠出の導入など)

平成24年

適格退職年金制度廃止(3月末)

企業年金の資産運用について

1. これまでの経緯

- 企業年金の資産運用については、かつては、資産の種類ごとに配分割合の上限を定めた規制(※)があった。
- しかしながら、1990年代の日米金融協議を契機とする金融自由化の流れの中で、投資顧問の参入、運用規制の緩和等が行われ、平成9年に運用規制は撤廃され、現在では、資産配分(債券、株式等にどの程度投資するかなど)や運用機関の選定は、各企業年金の自己責任となっている。

(※)資産の種類ごとに配分割合の上限を定めた規制。平成9年に撤廃。

(規制の内容)

- ・安全性の高い資産(国債、地方債等) 50%以上
- ・株式 30%以下
- ・外貨建て資産(外国債、外国株式) 30%以下
- ・不動産 20%以下

2. 企業年金における資産運用のプロセス

- (1)各企業年金は、「運用の基本方針」を策定する。
(運用の基本方針に定める主な事項)
 - ・目標とする運用のリターン、リスク
 - ・基本的な資産構成割合(債券〇割、株式〇割、不動産〇割等)
 - ・運用機関の選定方法、報告内容・方法等
- (2)運用受託機関を選定する
- (3)運用結果についてのモニタリング
少なくとも四半期ごとに運用受託機関から報告を受け、代議員会に報告。
必要に応じて、運用受託機関の入替えを行う。

5:3:3:2規制の撤廃までの主な経過

- 平成6年11月 経済団体連合会「実効ある規制緩和推進計画を求める」
5:3:3:2規制の撤廃を要望
- 平成7年 1月 日米金融協議最終合意
「厚生年金基金の資産の運用機関間の資金配分及びその変更は、政府の規制に適合し
かつ契約上の義務に従いつつ、厚生年金基金により決定されることを確認する」
- 平成7年12月 行政改革委員会規制緩和小委員会意見
「厚生年金基金の資産全体に対する5:3:3:2規制を5年以内に撤廃すること」
- 平成8年 6月 厚生省 厚生年金基金制度研究会報告書
「基金や運用受託機関の責任の明確化、基金の運用管理体制の整備などを図りつつ、
5:3:3:2規制をできる限り早急に撤廃する必要がある」
- 平成9年 3月 規制緩和推進計画(閣議決定)
「基金における厳格なリスク管理能力の形成、運用責任意識の一層の醸成及び運用管理
体制の整備を図りつつ、基金単位の資産運用規制(5:3:3:2規制)を廃止する。」
- 平成9年 4月 「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」施行
(平成9年4月2日厚生省年金局長通達)
- 平成9年12月 厚生年金基金規則等の一部を改正する省令(平成9年厚生省令第91号)施行
5:3:3:2規制の廃止

厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関する ガイドラインについて

(平成9年4月2日 年発第2548号)

ガイドライン策定の趣旨

- 各基金において、加入員等の受給権保護の観点から、資産の安全かつ効率的な運用が行われるよう、資産運用関係者の責任意識の醸成と運用管理体制の向上を図るため、資産運用関係者の役割及び責任を明確化し、具体化したルールの確立を図るもの。

ガイドラインの性格

- ① 米国のエリサ法(従業員退職所得保障法)等英米の法制度における考え方や精神をできる限り参考としつつ、厚生年金保険法等における「善管注意義務」や「忠実義務」の概念を、基金が管理運用業務を行う場面を想定し、具体的な行動指針として記述したもの。
- ② 法令そのものではなく、どのような事項に留意すれば、理事等に求められる職務を全うできると考えられるかを示したもの。したがって、ガイドラインを守ってさえいれば、責任を免れるというものではないが、裁判所が判断を下す際の参考となり得るもの。

主な内容

1 資産運用関係者の役割分担

- ・ 理事は、理事会において管理運用業務の執行に係る意思決定を行う。
- ・ 理事長は、基金を代表して、管理運用業務を執行する。
- ・ 外部の機関と助言に関して契約を締結することができるが、意思決定については、基金自らの判断の下に行う。外部の機関に委託した業務及び求めた助言の内容については、外部の機関が責任を負う。理事等は、外部の機関の選任及び管理について、責任を負う。

2 理事

(1) 一般的な義務

- 法令上の義務
 - ・ 「善管注意義務」及び「忠実義務」=受託者責任

(2) 基本的な留意事項

- 分散投資義務(基本ポートフォリオの策定)
 - ・ 基金に係る資産の運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない(厚生年金基金令第39条の15)。ただし、分散投資を行わないことにつき合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 資産全体のリスクとリターンを考慮して個別資産(株式、債券等)を選択
- 資産の特性等への配慮(基金の目的との整合性、資産の流動性等)
- 資産状況の把握
 - ・ 理事長等は、少なくとも四半期ごとに、基金全体の資産構成割合を時価で把握しなければならない(厚生年金基金規則第41条の6)

(3) 運用の基本方針

- 基金の個別事情に応じて、基金自らの判断の下、基本方針を策定
 - ・ 基金の成熟度・積立水準、事業主の掛金負担能力・経営状況等
- 内容
 - ・ 運用の目的、運用目標、資産構成に関する事項、運用受託機関の選任・評価、運用業務に関する報告の内容及び方法等
- 自らの判断の下での政策的資産構成割合(基本ポートフォリオ)の策定
 - ・ 将来の資産及び負債の変動予測等を踏まえて策定
- 策定の手続き
 - ・ 理事会等基金内部での意思決定手続きに従って策定
- 中長期的な観点からの策定及び定期的な見直し

(4) 運用の委託

- 運用受託機関の選任
 - 選任・評価の基準
 - 運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、運用体制等に関する定性評価を踏まえた総合評価
 - 契約の締結にあたって、運用受託機関の義務を明確にしておくこと
- 運用受託機関の管理
 - 運用の基本方針を踏まえ、運用ガイドラインを提示
 - 運用実態に関する正確かつ必要な情報の報告を求めること
- 執行コスト等への配慮
 - 手数料に加え、マーケット・インパクト・コスト等の総取引コストが最小になるよう評価

(5) 自家運用に関する事項

- 理事長等は、資産額など資産運用の実態に関する正確かつ必要な情報を把握できる体制を整備し、適切に運用業務を行わなければならない。

(6) 運用コンサルタント等の活用

- 必要に応じ、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めること。

(7) 自己研鑽

- 理事長等は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解及び資産運用環境の把握に努めること。

(8) 利益相反

- 法令上の禁止行為等
- 忠実義務違反のおそれがある行為

(9) 理事の責任

- 管理運用業務に係る意思決定及び管理運用業務の執行に関する理事の責任及び義務(「善管注意義務」及び「忠実義務」)
- 違反した場合には、基金に対し連帯して損害賠償責任を負う。

3 代議員会

- ・ 管理運用業務を適正に執行しているかどうかを確認
- ・ もっぱら加入員等の利益を考慮し、これを犠牲にして加入員等以外の者の利益を図ってはならない。

4 監事

- ・ 監査規程を設け、適正かつ厳正に監査を実施

5 資産運用委員会

- ・ 理事長等を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい。
- ・ 理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等(外部の専門家等もあり得る)の中から理事長が選任。
- ・ 資産運用委員会の役割としては、運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関の評価等に関し、理事長等へ意見を述べること等が考えられる。
- ・ 資産運用委員会の委員は、基金の個別事情に応じて審議することになるが、もっぱら加入員等の利益を考慮し、これを犠牲にして、加入員等以外の者の利益に配慮すべきではない。

6 その他

(1) 会議録等の作成・保存

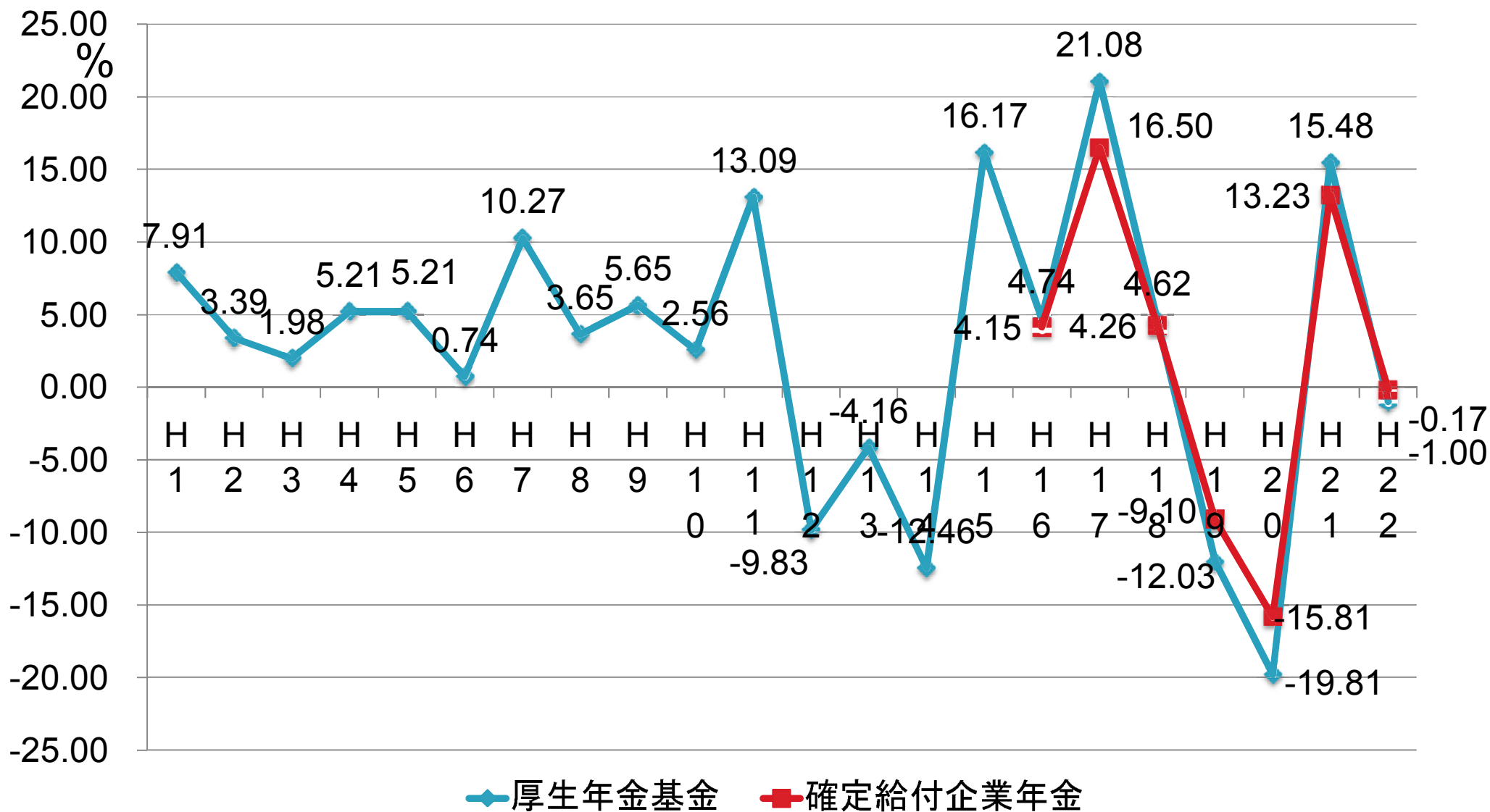
(2) 代議員会への報告

- ・ 正確に、かつ、分かりやすく、積極的に報告

(3) 加入員等への周知

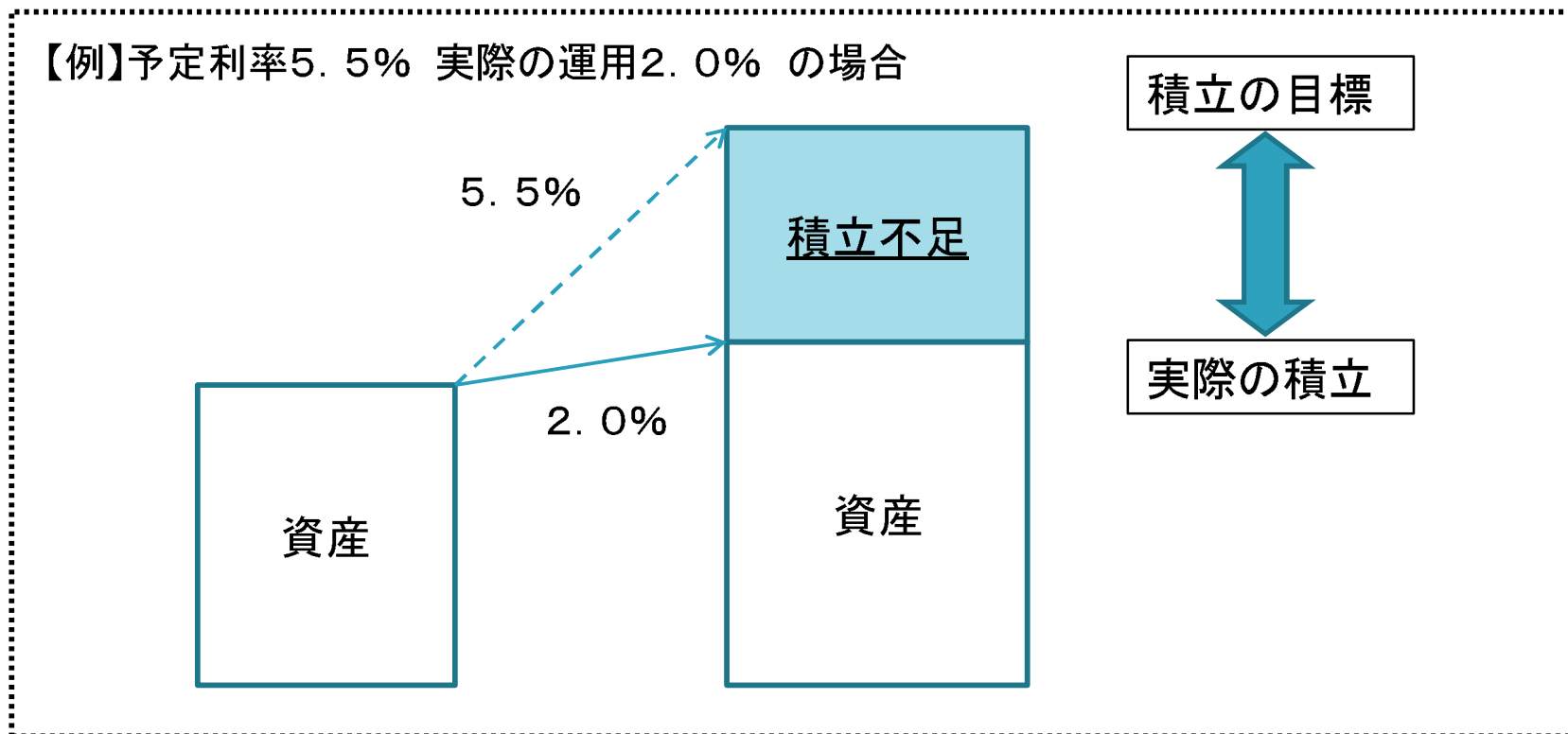
- 周知の方法
 - ・ 毎年度1回以上、確実な方法による周知
- 周知する内容
 - ・ 運用結果、資産構成割合など運用の概況
 - ・ 運用基本方針の概要

企業年金の運用実績の推移

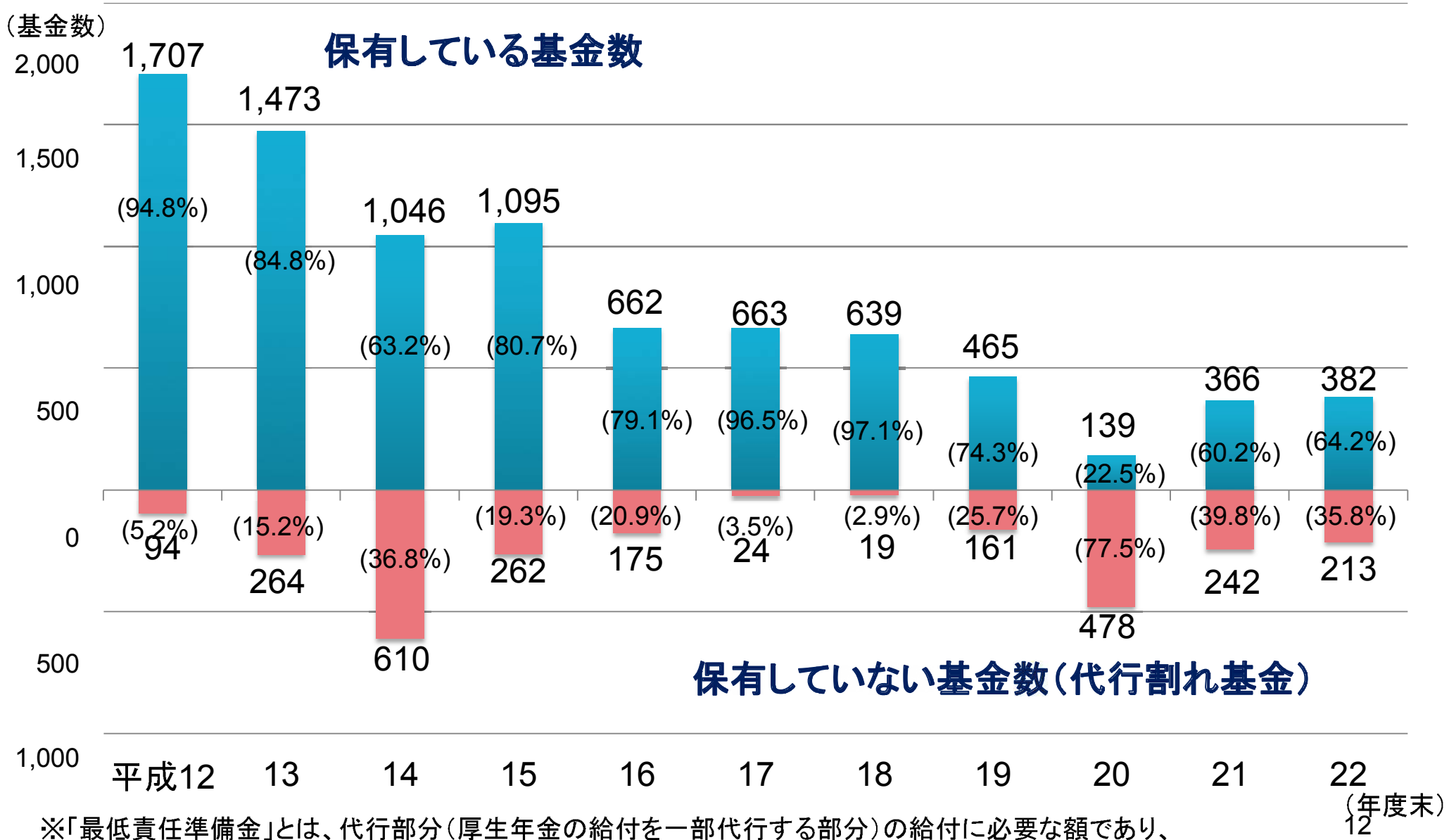


厚生年金基金における予定利率について

- 予定利率とは、基金が保有する年金資産を市場で運用する際に定める予定運用利回りのことをいう。
※ 予定利率は基金が自ら定めることとされている。
- 運用実績が予定利率を下回った場合、積立不足が発生するため、運用実績と過度に乖離した予定利率を設定している場合は、予定利率の引下げを行う必要がある。
※ この場合、給付設計を変更しないならば、掛金の引上げが必要。
- 現状、予定利率を5.5%としている基金は581基金中507基金(87%)。



最低責任準備金を保有している厚生年金基金数の推移



※「最低責任準備金」とは、代行部分(厚生年金の給付を一部代行する部分)の給付に必要な額であり、現時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額のこと。

(出典:厚生労働省調べ)

指定基金制度について

1. 指定基金制度について

(制度の仕組み)

○積立水準が著しく低い厚生年金基金に対し、厚生労働大臣による指定を行い、財政の健全化に関する計画（健全化計画）を作成させ、当該計画に従った事業運営を行うよう重点的な指導を行うことにより、早期かつ確実な基金の財政の健全化を図る。

（平成17年度から実施）

(指定の要件)

○次のいずれかに該当した厚生年金基金を指定基金に指定。

- ・ 3事業年度の決算において、連続して、積立金総額が当該決算時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額の9割を下回った基金。
- ・ 直近に終了した事業年度の決算において、積立金総額が、当該決算時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額の8割を下回った基金。

2. 指定基金の概況

○指定基金総数：81基金（平成23年12月1日現在）

【参考】：厚生年金基金総数：582基金

うち、平成23年度に新たに指定（11月30日付け）	： 31基金
平成22年度に指定	： 47基金
平成21年度以前に指定	： 3基金

厚生年金基金の特例解散

- 厚生年金基金は厚生年金の一部を国に代わって支給(代行給付)しているため、解散するときには、厚生年金基金が支給することとなっていた代行給付に要する費用を一括して返還することとされている。
- 今般、運用環境の悪化により厚生年金基金の財政状況が厳しくなっていることを踏まえ、代行給付に要する費用に相当する資産を保有していない基金について、当該返還額の分割納付・返還額に関する特例を設けることとする。

1. 返還額の分割納付に関する特例

返還額から解散基金が既に保有する資産を返還した上で、返還額との差額については、納付計画の承認を得れば、原則5年(やむを得ない事情がある場合は10年)以内の期間で分割納付が可能。

分割納付期間中に予定通りに納付できないやむを得ない事情が認められた場合は、分割納付期間の延長(最大15年間まで)も可能とする。

2. 返還額に関する特例

現行ルールで計算した額と特例額とを比較して低い方を選択できる。

現行ルール額： 国への納付を免除されていた厚生年金保険料相当の掛金について、一定の利回り(H11年までは5.5%・H12年以降は厚生年金の実績運用利回り)で資産を運用できたものとして、運用益を付加した額
特例額： 国への納付を免除されていた厚生年金保険料相当の掛金について厚生年金の実績運用利回りで運用益を付加した額と現有資産との大きい方の額

※ 今回の解散特例措置は、H17年度からH19年度まで同様の措置を実施。当時11基金が特例措置により解散し、現時点で3基金が分割納付中。総合型基金の一つにおいて、分割納付中に事業所の倒産が相次ぎ、当該倒産事業所が本来負担すべき額が他の事業所に上乗せされるケースが生じ、納付計画の変更が必要となっていることを踏まえ、今回は以下の点を改善。

- ・ 分割納付期間について、現在の最長10年から最長15年へと延長する(法に明記)
- ・ 分割返済中に倒産した事業所が生じた場合は、他の分割返済中の事業所のみでなく、一括返済した事業所においても負担するよう指導していく(省令に明記)。